

# —東日本大震災における動物救護活動の取り組み (I)— 岩手県獣医師会の東日本大震災における 動物救護活動の取り組み

多田洋悦<sup>†</sup> (岩手県獣医師会会長)



## 1 はじめに

2011年3月11日(金)午後2時46分、宮城県三陸沖を震源とするマグニチュード9.0という日本観測史上最大規模といわれる「東北地方太平洋沖地震」が発生、その数十分後には想像を絶する巨大津波が凄まじい勢いで港と海岸に押し寄せ、すべてのものを呑み込んで荒れ狂い、海の彼方へと連れ去った。これが、「千年に一度」といわれる東日本大震災の始まりであった。

本県では、この大震災により死亡者及び行方不明者数が六千人近くに及び、犠牲となった犬や猫の家庭動物も数千頭と推測される。動物とともに幸せに暮らしていた多くの飼い主を一瞬にして失意のどん底に落とし込んだ今回の大規模自然災害は、災害時獣医療の在り方とともに災害時だけではなく日常における動物の福祉と「しつけ」をはじめとした適正管理の在り方について、改めてその必要性を考えさせられる多くの経験と貴重な教訓を残した。

私どもの活動に対し、日本獣医師会、各地方獣医師会をはじめ獣医師の先生方や全国のみなさまから震災発生直後より多大なるご支援と心温まる激励を頂戴したことに、岩手県獣医師会として心から感謝とお礼を申し上げますとともに、自然災害に立ち向かう全国の獣医師会における動物救護活動と飼い主支援活動に少しでもお役に立てればと思います、ここに岩手県における被災動物救護活動の概要を報告いたします。

## 2 東日本大震災による被害状況

### (1) 岩手県における被害の概要

東北地方太平洋沖地震とそれに伴う巨大津波による被害は極めて甚大であり、沿岸地域は壊滅的な被害を受け、集落・都市機能をほとんど喪失し、人的、物的被害

は想像を絶するものとなり、本県をはじめ東北各地に深刻な被害を及ぼした。

本県内陸地域においても、地震により人的被害や家屋の倒壊、製造業、公共土木、農林業被害が発生し、さらには物流面の混乱や風評被害等の社会経済的な影響も県内全域に及んだ。主な被災状況については、表1のとおりである。

震災発生直後より全県に及ぶ停電と電話等の通信手段の途絶、水道網が破壊され断水し、ガス供給停止や燃料入手が困難となり、ライフラインが破たんした状況であった。

3月12日早朝、道路の損壊と交通事情が混乱する中、本会会員(釜石市開業)から小生に被災地情報の第一報がもたらされた。その内容は、「釜石は、港に近い市街地の繁華街が津波の襲来によってすべて破壊され、避難所と動物病院に被災者があふれ、動物と同行避難した飼い主がフードや水がなくて困り、まさに緊急非常事態の状況」とのことであった。

飼料穀物コンビナート等も破壊され、物流の全面的停止に陥ったため家畜家禽用飼料が供給不能となり、養豚場における「豚の共喰い」等、農場における対応に切羽詰まる相談も届けられた。ほとんどの酪農家が搾乳不能となり、発電機の共同使用による搾乳が可能であってもバルククーラーによる保冷もできず、生乳を廃棄せざるを得ない農家が続出し、燃料確保が不能のため集乳車も

表1 岩手県における被災状況 (県ホームページより)

死亡者	4,672名	2012.12.31 現在： 県総合防災室
行方不明者	1,171名	
倒壊家屋	24,747戸	2011.11.04 現在
避難者数	54,429人	
避難所最大数	399カ所	2011.09.22 現在
仮設住宅等	17,490戸	
同入居者数	52,515人	

<sup>†</sup> 連絡責任者：多田洋悦 (岩手県獣医師会)

稼働できなかった。

急患家畜に対する往診要請があっても燃料がないために往診不可能であり、家畜が犠牲となった例も少なくない。沿岸地域の食鳥処理施設が津波によって破壊、流失する被害が生じ、間一髪で津波から逃れて助かった検査員（本会会員）もいたが、全検査員が人的被害を免れ食鳥検査事業に支障をきたすことなく処理場に出勤し、検査業務に従事できたことは幸いであった。

### (2) 岩手県獣医師会会員等の被害状況

会員の安否については3月24日までに全員の無事が確認されたが、自宅の全壊4戸、半壊5戸、医療施設の全壊3施設、半壊4施設という被害状況であり、陸前高田市の会員は家族全員が津波により命を落とされ、釜石市では自宅も病院もすべて失った会員もいた。大船渡市の会員は、津波によって運ばれてきた泥水が1.5mも浸水し、泥と海水により診断治療機器をはじめ診療施設内部が全壊した。

これらの被害に対しては、日本獣医師会等からの義援金とともに全会員に支援金を募り、小動物臨床部会においても口座を開設し、多くの方々よりいただいた支援金を沿岸地域の被災動物病院、拠点動物病院に獣医療復旧再開支援金及び救護活動支援金として拠出することができた。

## 3 被災動物救護活動の組織的取り組み

### (1) 「岩手県獣医師会災害時動物救護対策本部」の設置

沿岸被災地では、巨大地震と津波により多くの人々が家族や住居を失い、避難所である学校や公民館などの公共施設に避難し、緊急に動物救護活動開始が必要とされる状況の中、獣医師会においては、3月14日に緊急三役会議を招集し、設置要綱に基づき金田義宏会長（当時）を本部長とする「災害時動物救護対策本部」を設置した。このことは、2008年6月に発生した岩手宮城内陸地震において被災動物救護活動を実施した経験と教訓に基づくものであった。

3月15日には、2班編成により沿岸動物病院と市町村災害対策本部を訪問し、独自に調達した被災動物用救護物資を提供するとともに被災状況を確認した。3月16日には市町村災害対策本部と避難所への巡回により沿岸地域における被災状況の情報収集を開始し、被災動物救護並びに飼い主への支援活動を本格化させた。

県北沿岸地域においてはガソリンの入手が困難な中、隣接する青森県獣医師会三八支部から動物用の救護物資等の支援をいただきながら活動し、県南沿岸地域の避難所では、同行避難した動物に関する被災者間のトラブルの発生や被災動物の慢性病悪化等に対する治療依頼も多く、本部活動としてそのトラブルに対応し、早期の解決に努めた。

通信網の復旧後は、被災地の状況把握のために本部事務局を含めた会員のメーリングリストの作成とその運用を行い、効率的な活動体制を構築し、小動物臨床部会の会員を先頭に情報の共有を図りながら被災動物の救護活動を実施した。

### (2) 「岩手県災害時動物救護本部」の設置

3月22日には、災害時の家庭動物救護活動における自治体と獣医師会等の連携のために岩手県と締結した「災害時における動物の救護活動に関する協定書」及び「岩手県災害時動物救護本部設置要綱」に基づき、被災地における被災動物やその飼養者等に対して必要な支援を行う拠点として「県救護本部」が設置された。獣医師会もその構成員として本部長（金田義宏前会長）及び事務局を担当し、被災動物救護と被災地支援体制を構築した。要綱に基づく本部の果たす役割は表2のとおりである。

表2 岩手県災害時動物救護本部の役割

- ・災害で被災した動物やその飼養者（以下、「被災動物等」という。）への支援として行う、ペットフードや衛生処理用品などの物資の提供に関する事業
- ・被災動物等への支援として行う人材派遣等に関する事業
- ・仮設住宅等において被災動物と一緒に暮らすためのケージ等の貸与事業
- ・被災動物の一時預かりに関する事業
- ・被災動物の保護、収容及び治療に関する事業
- ・被災動物等救護のための各種相談・支援事業
- ・本部運営上必要となる経費の執行及び物資の管理事業
- ・他の都道府県で発生した災害において、その要請に基づき実施する被災動物等への支援事業

### (3) 岩手県災害時動物救護本部の組織体制

救護本部は、岩手県環境生活部（県民くらしの安全課）、獣医師会、県内動物愛護団体及び緊急災害時動物救援本部事務局で構成され、環境省等の関係省庁をはじめ緊急災害時動物救援本部との連絡調整を図るとともに、被災市町村災害対策本部との連携のもとで沿岸地域の被災地を4地域支部に区分し、それぞれに保護班、医療班、支援班を設置して救護活動を実施した。地域支部の内容は表3のとおりである。

被災動物保護班は、県広域振興局の保健福祉環境部等を中心に「地域支部総合窓口」として救護本部との連絡・調整や地域支部内各班の連絡・調整並びに情報共有を図りながら救護活動の推進にあたった。具体的活動内容は表4のとおりである。

被災動物医療班は、獣医師会各支会が担い、拠点動物病院を核とし、内陸動物病院が後方支援を行い、表5に示す活動を実施した。

被災動物支援班は、県広域振興局、獣医師会及び動物愛護団体が共同し、動物愛護推進員ボランティアの協力

も得ながら、表6に示す活動を実施した。

このように地域別に班を設置し、関係機関・団体による連携体制を構築し、救護活動を実施することにより、岩手県においては大規模な救護シェルター等を設置することなく比較的円滑に被災動物の救護活動を実施することができた。

表3 地域支部の設置及び班編成

地域支部 班名	4地域支部 久慈(二戸) 宮古(山田) 釜石(大槌) 大船渡(陸前高田)
被災動物保護班	・県広域振興局保健福祉環境部 ・同保健福祉環境センター
被災動物医療班	・獣医師会支会 獣医師会拠点動物病院(沿岸地域9施設) 獣医師会支援動物病院(11支会36施設) ・岩手大学農学部付属動物病院
被災動物支援班	・県広域振興局保健福祉環境部・同センター ・獣医師会支会(11支会) ・動物愛護団体(9団体) ・動物愛護推進ボランティア ・動物関係専門学校

表4 被災動物保護班の活動内容

<ul style="list-style-type: none"> <li>・救護本部との連絡調整</li> <li>・地域支部医療班, 同支援班との連絡・調整</li> <li>・被災動物に係る相談等の受付</li> <li>・逸走動物の保護管理 県民, 避難所等からの情報に基づく対応</li> <li>・避難所等における適正飼養等の普及啓発 避難所の巡回による飼養状況の確認 適正飼養に係る指導, 相談窓口の設置 動物救護活動等に係る情報提供</li> </ul>
--

表5 被災動物医療班の活動内容

<ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷動物の治療 沿岸拠点動物病院が担当, 必要により内陸支援動物病院へ搬送</li> <li>・動物の一時預かり飼養 混合ワクチン等接種確認及び接種実施</li> <li>・被災動物に係る健康相談等の対応</li> <li>・獣医療空白及び消失地域への訪問診療</li> <li>・岩手大学農学部付属動物病院移動診療車による被災地訪問診療</li> </ul>
--

表6 被災動物支援班の活動内容

<ul style="list-style-type: none"> <li>・救護本部から提供された動物用資材の配布 (フード・ケージ・ペットシート・リード等)</li> <li>・必要な動物用資材に係る情報収集</li> <li>・救護本部(被災動物保護班)への情報提供</li> <li>・避難所等における飼養動物の飼養状況確認</li> <li>・一時預かり飼養(3カ月程度)</li> <li>・避難所への相談窓口設置</li> <li>・動物救護活動に係る情報提供</li> </ul>
---

東日本大震災における獣医師会による動物救護活動は、被災地域の動物病院(拠点動物病院計9施設)及びこれを支援する内陸の動物病院(36施設)が地域別の支援組織(4地域支部)を構成し、前者が治療を、後者が避難所への支援物資の搬送や巡回検診等を担い県内動物病院間の連携を図ることにより実施した。

今回の活動を通じて動物病院と獣医師の連携確保で苦労した点は、拠点動物病院の支援にあたる内陸の動物病院が所属する地域支部を組織したが、大震災直後、電話等による通信手段が確保できず、沿岸地域動物病院の被災の有無、被災動物の状況、現地で必要とする支援物資の内容や数量を迅速に把握ができず、必要な支援内容を適時適切に判断できなかったことである。

また、課題として挙げられる点は、大震災直後の被災動物を収容するためのケージ及びフード、衛生用品、医薬品等の備蓄や迅速な搬送手段の確保であった。

今後、さらに被害状況に照らし効果的な連携の下に救護活動を実施するためには、本部事務局を担うべき担当者の確保、被災動物に関する効果的な情報収集方策、動物救護活動に関する構成団体の役割分担の明確化、救護本部の意志決定と指示の在り方、被災動物救護等をコーディネートするメンバーの確保、継続的支援活動を担保するための必要額の公的財源の確保等が挙げられる。

#### 4 被災動物救護の具体的な活動

##### (1) 被災動物の獣医療

###### ア 応急治療

医療班活動として、拠点動物病院及び内陸支援動物病院が被災動物の応急治療を実施した。

大震災発生日より5月10日までの2カ月間に行った被災動物に対する応急治療は、458頭(犬303頭・猫他155頭)であった。その後、5月11日より7月31日までの期間においては、緊急災害時動物救援本部から助成を受けて、獣医師会独自の医療相談強化事業に取り組み、犬・猫合計1,126頭について治療を実施した。

応急治療に係る費用については、緊急災害時動物救援本部並びに日本獣医師会からの義援金を活用し、可能な限り飼い主の負担軽減を図った。

###### イ 被災地への訪問診療

被災地における動物病院機能が麻痺状態になった地域及び獣医療提供体制が不十分となった地域において、避難所や親せき等に同行避難している動物が、急性疾患及び慢性腎不全、アレルギー等の慢性病に対する治療を要する場合には、小動物臨床獣医師へのメーリングリストによる事務局等からの訪問治療要請のメール配信による情報共有を図り、往診可能な内陸の支援動物病院の協力を要請し訪問診療の早期実施に努めた。

## ウ 岩手大学による獣医療支援

会員動物病院が被災した地域や伴侶動物診療施設の空白地域については、岩手大学の協力により農学部付属動物病院の移動診療車「わんにゃんレスキュー号」が沿岸被災地に5回出動して移動動物病院を開設し、被災動物の応急治療を行い多くの被災者より感謝された。なお、重症度の高い動物は大学に搬送して手術等を実施し、一時預かりも行った。

### (2) 被災動物の保護・一時預かり

## ア 保護管理等の内容

今回の震災では、沿岸被災地において数多く設置された避難所への家庭動物の同行避難が少なかったが、被災を免れた沿岸地域の動物病院等へ被災動物の保護や一時預かりの依頼が数多く寄せられ、被災地拠点病院を中心とした動物病院での保護をはじめ、行政機関や動物愛護団体と連携し、その関連施設への収容を含め被災動物の保護にあたった。

飼い主からの依頼による保護頭数は、237頭（犬166頭、猫71頭）、沿岸被災地において放浪等の飼い主が不明であった動物の一時保護頭数は、37頭（犬15頭、猫22頭）、被災したため飼い主による動物の飼養が困難となり引取りをした頭数は、58頭（犬21頭、猫37頭）であった。また、保護された動物の中で飼い主へ返還された頭数は、182頭（犬130頭、猫52頭）となり、極めて高い確率で飼い主の元へ帰ることができた。さらに、譲渡会開催等により里親募集が行われ、新たな飼い主の元で生活することになった頭数は、66頭（犬34頭、猫32頭）であった。

## イ 保護活動等で工夫した点及び課題

### (ア) 保護活動

被災動物の保護活動にあたって工夫や配慮した点は、震災直後の保護動物の増加に対し、公的施設の収容頭数が限られ、動物の受け入れが可能な民間ボランティア施設が少なく、かつ被災地から離れた内陸部に位置していたことから、被災地の動物病院を一時的な保護収容施設として活用するとともに、動物病院に多数の動物が保護され、動物病院の本来の機能である負傷動物の治療等に支障をきたさないように調整したことである。

今後、効果的な保護活動を実施するための課題は、①ペットを保護・管理し得る公的施設や民間ボランティア施設を予め整備、確保しておく必要がある、そのための民間施設に対する登録制と公的支援制度の担保や ②被災動物救援物資について、東北各県での分担備蓄や民間企業との備蓄協定及び民間空倉庫の借用等の検討等が必要であると感じた。

### (イ) 返還活動

保護された動物の飼い主への返還については、次

のような様々な理由によって飼い主による引取りができない事例が生じた。

- ・避難所でペット飼育は認められているが、トラブル等を懸念して飼えない
- ・経済的理由で飼えない
- ・ペット飼育が認められていない住居に移ったため飼えない
- ・避難所でのペット飼育が許可されていない
- ・仮設住宅でのペット飼育が許可されていない
- ・飼い主が病気・怪我などで飼えない

今後は、避難所や仮設住宅において飼養者が懸念なくペットを飼養できる支援体制の構築と市町村の地域防災計画に被災動物救援条項の組み入れ及び避難所等におけるペット飼育に対する特別な配慮や支援体制の整備が課題と感じた。

### (ウ) 譲渡活動

保護した動物の譲渡にあたって工夫した点は、救護本部ホームページにおいて開催情報を掲載するとともに里親募集動物の紹介と啓発活動を行ったこと、行政機関、愛護団体が連携して譲渡会を開催し、広報は動物愛護団体会員により開催案内を配布したこと、譲渡対象のペットに対して、健康診断、不妊・去勢手術、ワクチン接種等の必要な処置を行った上で実施したことが挙げられる。

なお、今後は、①譲渡するまでの保護管理施設の確保、②保護活動の不妊手術、混合ワクチンの接種及びMCの装着、③譲渡希望者への広報の在り方（譲渡希望者登録制度の整備等）が課題と感じた。

### (3) 支援物資等の受け入れ、保管及び被災地への配布

全国から提供を受けた支援物資は、ペットフード約17.8t、ペットケージ218台、ペットシーツ15,000枚、うんち袋5,000枚、猫砂955l、首輪135個、リード285本、その他キャリーケース・衛生用品であり、獣医師会会館と県内数カ所に物資保管場所（ストックヤード）を設置し、そこから避難所と拠点動物病院に会員が運搬した。

なお、今後の課題としては、緊急災害時動物救援本部等より必要物資の供給を受けたが、物資の備蓄や調達、提供に関する現地で必要とする物資情報と本部で保管している物資情報の相互把握と調整、さらに、全国の都道府県（動物愛護推進協議会等）が備蓄している物資の一覧表の公開や県内地域支部に対応する支援物資受入拠点（中継ポイント）の整備と支援物資の全体調整を行うマンパワーの確保が必要であると感じた。

### (4) 避難所への支援活動

#### ア 避難所におけるペット飼育頭数

ペットを受け入れていた避難所における実際の飼育状況は、避難所の数が約400カ所にも及ぶため全体を

把握することはできなかった。

#### イ 避難所におけるトラブル対応

避難所におけるトラブルの内容は、ペット同行避難者と非同行者が同居した避難所で、「ペットの臭い、鳴き声、ペット被毛の洗濯物への付着」等の苦情が多く、これらに対しては、獣医師会、行政機関及び動物愛護団体が連携し、次のような対応をした。

- ①非飼養者とのトラブル防止のための飼養者が守らなければならない事項の説明
- ②ペットの飼養者と非飼養者の住み分け（境界域に仕切り版を設置、後期はドーム型テント設置）
- ③避難所内に小型犬・猫の保護スペース確保
- ④「飼い主の会」設立（各飼養者の役割分担を定め非飼養者から理解されるペット飼養体制確保）
- ⑤衛生管理の徹底（頻繁な糞尿処理と被毛ブラッシング、内外寄生虫の定期的駆除、狂犬病等のワクチン接種等）
- ⑥支援物資（フード、衛生用品等）の提供、支援物資の保管場所確保
- ⑦避難所のそばにペット収容専用スペース設置
- ⑧飼養者を対象とした悩み相談会の開催
- ⑨飼養者と支援者とのホットラインの確保等

#### (5) 仮設住宅への支援活動

#### ア 仮設住宅におけるペット飼養状況

ペットと同伴入居した仮設住宅における飼育状況は、仮設住宅の数が2万戸近くにも及ぶため、避難所同様全体を把握することはできなかった。

#### イ 仮設住宅への動物の同伴入居

仮設住宅への同伴入居については、市町村によって対応が一定ではなく、新聞紙上でも取り上げられる状況であったことから、救護本部長名で被災地の全市町村災害対策本部長宛てに同伴入居に係る要請書の提出を行い、その結果、全市町村で仮設住宅への動物の同伴入居が認められた。このことは、それに先立ち、被災地の獣医師、動物医療関係者と動物愛護団体が協力して署名活動、嘆願書を直接提出したことに加え、マスメディア・新聞にも被災動物の全頭仮設住宅への入居について訴える投稿を行ったことも、結果に大きな影響を与えたと考えられる。

一方、獣医師会としても、仮設住宅においてペットとの同居を進めるための環境整備として、仮設住宅自治会、行政機関、動物愛護団体と連携して次のような支援を行った。

- ①仮設住宅のそばにペット専用スペースを設置
- ②飼養者による衛生管理の徹底（頻繁な糞尿の処理と被毛のブラッシング、内外寄生虫の定期的駆除、混合ワクチン・狂犬病等ワクチン接種等）
- ③支援物資（ペットフード、衛生用品等）の提供

④トラブル防止のための飼養者が守らなければならない事項の説明

⑤定期的な訪問と診療

⑥いわゆる「地域猫」に準じた飼養管理ルールを取り決め、猫全頭の不妊・去勢手術の実施他

#### 5 今後の被災動物救護活動に対する基本的視点

##### (1) 通信手段、活動車輛の確保

地震と津波によるライフラインが破たんする中、救護活動を実施する上で最大の障壁となったものは通信網の途絶であった。中継局が破壊され、固定電話、携帯電話が不通となる中で通信可能なのが公衆電話であった。インターネットも電話回線経由のためサーバークライアント型ネットワークであり、停電かつ電源が無くなると全く役に立たない状態であった。

救護支援活動に必要な車輛については、その確保と公安委員会等からの緊急車輛標章の許可、さらに燃料の確保について平時からの対策を講じておく必要があると考える。

##### (2) 救護活動資金の確保、義援金の募集・配分

今回は、資金確保にあたり応急的に予備的資金を活用したが、継続的な活動に伴う財政確保について全く予測がつかず、支援措置の継続や新たな支援策の展開に支障をきたした。

計画的かつニーズに応じた支援を行うためには活動資金を担保する必要がある。今後、緊急災害時動物救援本部の支援を受けながらも、地域防災計画の主たる役割を担う都道府県及び市町村による財源措置（可能な限りの義援金による補填）も必要と考える。

##### (3) 情報収集及び広報活動

避難している被災者への動物救護に関する広報・普及啓発活動は、被災者に向けて飼い主不明のペット保護情報や避難所等における適正飼育管理等について周知する際、周知方法としてポスター・チラシを作成して避難所及び仮設住宅に掲示したが、避難所以外に避難している方々に対しては不十分であった。

今後、被災地情報の収集や被災動物飼養者への広報については、県内に配置されている動物愛護推進員等の協力を得て、情報収集・伝達を行うことも検討する必要があると考える。

##### (4) 個体識別（動物の身元確認）の明示

避難所等において支援した被災動物におけるマイクロチップに係る装着調査は行わなかったが、災害発生時に最も有効な身元確認方法はマイクロチップであり、その装着に係る法制化が必要と考える。

##### (5) 自然災害発生時の「同行避難」の原則

大規模な地震の発生後数十分にて巨大津波が来襲した東日本大震災においては、住民は逃げることで精いっぱい

いであり、小型犬と猫がかりうじて同行避難する結果となった。自然災害が発生した場合、飼い主に「同行避難」を原則とする意識啓発を図る必要があると考える。それには、動物の飼い主を含めた地域住民の平常時からの防災に対する意識の醸成と普段からの飼い主間の交流と連携（連絡網整備）強化、避難生活（避難所・仮設住宅等）を想定した実地訓練が必要である。さらに、避難所及び仮設住宅等の入所（居）の手引き等にペットとの同行避難について具体的な規定を盛り込む等の備えが不可欠と考える。

#### (6) 災害に備えた飼い主の心構えと準備

災害に備えるべき飼い主の必要な心構えと準備については、ペットの防災対策として日常の健康管理対策や衛生管理（狂犬病等のワクチン接種、内外寄生虫の定期的駆除等）の徹底、災害に備えたペット用避難袋の準備、動物の個体識別をできる書類の持参、問題行動を防止するための不妊・去勢処置の実施、飼い主として責任ある基本的なしつけの徹底が必要と考える。

#### (7) 地域防災計画の見直し

今般の震災においては、組織的連携を図りながら救護活動を実施したが、市町村では、防災計画に「被災動物救護に関する条項がない」、「担当部署がない」、「担当職員がない」という状況が多く、必ずしも支援がスムーズにいかない面もあったことから、今後は、市町村における地域防災計画の見直しの際の検討が必要と考える。

## 6 おわりに

災害発生初期の行政による救護活動は、人命救助と被災者支援が優先され、動物救護活動の開始は遅れることが予測されるため、県・市町村の災害時動物救護活動は、県・市町村の動物救護活動が本格的に開始されるまでの期間は、獣医療を中心に獣医師会が担わざるを得ないと考えられる。

このため、被災動物に対する支援活動は、組織が一丸となって迅速かつ広域的に実施するのが理想であるが、緊急時の初動においてはまず会員一人ひとりがそれぞれの判断で支援活動を開始するとともに、獣医師会においても機敏かつ弾力的に支援体制を構築し、支援活動を行う共通の立場と認識を一致させながら救護と支援活動を推進することが重要である。

東日本大震災を踏まえ、獣医師会の災害時動物救護活動を、県の災害時動物救護本部活動に円滑に移行させるため、岩手県獣医師会は「岩手県獣医師会災害時動物救護対策本部設置要領」及び「同細則」の体制を、「岩手県災害時動物救護本部設置要綱」の体制（保護班、医療班、支援班）と整合させるとともに、被災動物の応急治療費に係る支援措置を明記する等の見直しを行った。

災害時における地方獣医師会の役割という観点から、自然災害が発生した場合に、効果的な動物救護活動を進めるための事前対応について考えるならば、獣医師会独自の災害時の動物救護活動に関する要領や細則を予め定め、会員である動物病院の献身的な理解と協力を求めながら組織的に対応する体制を予め整備しておく必要があると考える。そして、動物愛護団体との不断の連携を取っておくためには、県設置の動物愛護推進協議会の活動の見直しと非常時における獣医師会事務局のマンパワーの確保が不可欠であると考えられる。

さらには、今回の東日本大震災において、本県北部沿岸地域の被災動物救護を、本県の同地域の動物病院とそれに隣接する青森県の動物病院が連携して行った経験からみても、今後、大規模かつ広域的な自然災害が発生した場合、効果的な連携を取るために獣医師会独自の「災害時動物救護活動要綱」等に、その活動の発動要件として「当該県に加えて隣接県等で災害が発生した場合」を記載するなど、隣接県と連携した活動ができる体制を整えておく必要があると考える。

最後に、被災者のみなさんは、現在も仮設住宅生活が続いているが、被災地における震災復興と被災地の復興、ふるさと岩手の再生に向けて県民一丸となって頑張っている。

岩手県における東日本大震災復興スローガンである「いのちを守り、海と大地と共に生きる、ふるさと岩手三陸の創造に向けて」を胸に、「岩手は決して負けない。東北は力を合わせて頑張ろう。そして、みんなで心を一つに繋ごう、日本！」の気持ちで一歩一歩前に進もうと思っている。

今まで頂戴した、全国のみなさま方からの多大なるご支援と心温まる激励に対し、改めて心より感謝とお礼を申し上げます。